



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 家畜伝染病発生の報告（畜産課） 1
- 家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等及び区域の指定（畜産課） 1
- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（北部家畜保健衛生所） 2
- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（中央家畜保健衛生所） 2

告 示

沖縄県告示第456号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和4年12月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

発生伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	羽数	発生場所（区域）	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	疑似患畜	45,000	金武町	令和4年12月16日

沖縄県告示第457号

家畜伝染病予防法施行細則（平成12年沖縄県規則第31号）第13条第1項の規定により、移動を禁止する家畜等及び区域を次のとおり指定する。

令和4年12月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する家畜等 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにこれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品
- 2 指定する区域
 - (1) 移動を禁止する区域
 - ア 宜野座村字漢那（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 金武町字金武（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 区域外への移動を禁止する区域
 - ア 名護市字許田、字久志、字幸喜及び字豊原（いずれも次の図に示す部分に限る。）並びに字喜瀬
 - イ うるま市石川赤崎一丁目、石川東山本町一丁目、石川石崎二丁目、石川東恩納崎、字宇堅、字昆布、字天願、与那城池味、与那城上原、与那城平安座及び与那城宮城（いずれも次の図に示す部分に限る。）並びに石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川東山本町二丁目及び与那城伊計
 - ウ 恩納村字恩納、字谷茶及び字富着（いずれも次の図に示す部分に限る。）並びに字安富祖、字喜瀬武原、字瀬良垣及び字名嘉真

エ 宜野座村字宜野座、字惣慶及び字松田

オ 金武町字伊芸及び字屋嘉

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部畜産課において縦覧に供する。)

3 禁止期間 令和4年12月16日から当分の間

沖縄県告示第458号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家畜の伝染病のまん延を防止するため、次のとおり家畜の所有者に対し防止措置の実施を命ずる。

令和4年12月16日

沖縄県北部家畜保健衛生所長 大 城 聡

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 2 実施する区域 沖縄県北部家畜保健衛生所の所管区域
- 3 実施の期日 令和4年12月17日から当分の間
- 4 実施すべき措置 消毒方法及びねずみ、昆虫等の駆除方法
- 5 実施方法 次に掲げる方法又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法
 - (1) 消毒方法 農場内（施設周囲及び農場敷地内）における消石灰の散布
 - (2) ねずみ、昆虫等の駆除方法 農場内における殺そ剤及び殺虫剤の散布

沖縄県告示第459号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家畜の伝染病のまん延を防止するため、次のとおり家畜の所有者に対し防止措置の実施を命ずる。

令和4年12月16日

沖縄県中央家畜保健衛生所長 仲 村 圭 子

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 2 実施する区域 沖縄県中央家畜保健衛生所の所管区域
- 3 実施の期日 令和4年12月17日から当分の間
- 4 実施すべき措置 消毒方法及びねずみ、昆虫等の駆除方法
- 5 実施方法 次に掲げる方法又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法
 - (1) 消毒方法 農場内（施設周囲及び農場敷地内）における消石灰の散布
 - (2) ねずみ、昆虫等の駆除方法 農場内における殺そ剤及び殺虫剤の散布

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--